



救済委員からのメッセージ

—— 任期満了にあたって ——

札幌市代表子どもの権利救済委員 杉浦郁子

1 子どもアシストセンターの12年目が終わりました

2008（平成20）年に「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」が制定され、翌年4月に条例が施行されたのと同時に「札幌市子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）」が、行政から独立した第三者機関として設置されました。子どもアシストセンターがスタートしてから、おかげさまで12年目の活動を終えることができました。

2 1年間の活動を振り返って

【新型コロナウイルス感染症の影響】

2020（令和2）年度は新型コロナウイルス感染症流行という未曾有の出来事に、世界中が翻弄された年だったと思います。2020（令和2）年2月28日には、北海道独自の『緊急事態宣言』が発出され、札幌市内の学校の多くは1回目の臨時休業期間に入り、そのまま春休みを迎えました。4月6日頃からようやく新学期の登校が始まったのも束の間で、14日頃～5月末まで2回目の臨時休業となりました。

多くの学校では分散登校を経て6月1日から登校を再開しましたが、私立学校の中には、オンライン授業を行うことによって登校を先送りした学校もありました。

コロナ禍の影響を特に大きく受けているのは、次の様な子どもたちだと見られます。

①保護者の仕事や収入が減ったり無くなったりした ②保護者の心身の状態がよくない
③オンラインを利用できない ④自身の病気や障がい等で環境の変化に柔軟に対応できない、などです。

実際、子どもアシストセンターで受ける相談において、その様な状況にある子どもや保護者からの相談が、深刻化していると感じます。コロナ禍によって更に弱い状態に置かれてしまう子どもと保護者に寄り添い、少しでも力になればと思います。

【LINE相談の通年実施】

過去3回の試行を経て、2020（令和2）年4月からは子どもを対象としたLINE相談

の通年実施を始め、1年間で延べ813件のLINE相談を受けました。

LINE相談は電話相談に比べて周りの人に会話を聞かれる心配がなく、子どもたちが普段から使い慣れているスマホのLINEアプリを用いてアクセスできるので、より気軽に相談できるようになったと考えられます。また、相談時に名前を言う必要がなく声を聴かれることもないため、心理的な匿名性も高いと言えます。

一方で、表現力が十分身につけていない子どもの場合には、“その子が一番相談したいことは何なのか”を理解するまでにかなりの時間を要する場合があります。特に虐待や自殺願望をうかがわせる相談については、慎重にやりとりを続けながら、その詳しい状況や危険性の度合いを推し量りつつ解決策を模索するのですが、状況判断が難しい場合も少なくありません。

一年間を振り返ってみると、LINE相談を通じて真剣なSOSが届けられて、電話相談や面談につなげ、子どもの同意を得ながら関係機関と連携した結果、状況の改善につながったケースが何例かありました。LINEでの相談は面談、電話、メールなど従来から行っている相談方法に比べて、相談を受ける私たちにとっては難しいことも多いのですが、今を生きる子どもたちに寄り添った方法と言えます。今後も引き続き職員研修等を通じて、相談スキルの向上や危機対応への備えをしていくことが肝要であると考えます。

【保護者の不調の影響を受ける子どもとヤングケアラー】

近年、子どもアシストセンターに寄せられる相談の中で、保護者の心理状態が良好でなく、その悪影響が直接子どもに及んでいる事例を、毎年何例か認めます。そういう事例では、保護者は様々な病気やDV被害による後遺症、その他何らかの理由によって、情緒が不安定で、中には幻覚・妄想等の症状があり、子どもに暴言を吐き暴力をふるうこともあります。

また、子どもの世話を十分に行わず、必要な食事や金品を与えないという事例もあります。そのような家庭の子どもは、常に保護者に気を使って緊張状態を強いられており、心身ともに疲れて追い詰められています。そして、場合によっては学校を段々と休みがちになり、遂には不登校になることもあります。

子どもの側からすると相当過酷な状況と言えます。しかし、だからと言って保護者を一方的に責めることは的外れだと思います。保護者も保護者なりに真摯に生きてきたにも拘らず、不遇な環境や病気などによって、その様にならざるを得ない事情があったのかも知れません。

また、不調を抱える家族を支えることで、子ども自身の生活に支障が出ている場合もあります。厚生労働省のホームページには『ヤングケアラー（子どもケアラー）』とし

て「家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども」が位置付けられています。

ヤングケアラーは、子ども自身が家族のサポートに多くの時間をとられることにより、学業や、子どもの健全な成長や発達に資する遊びや部活等の活動、友人関係に悪影響を及ぼす恐れがあるほか、子ども自身も心理的に大きな負担となる可能性があります。

私たちが受けた相談の中にも、子どもが家事や家族の世話等で家庭を支えたり、不安定な保護者を感情面でサポートしたりする状況を窺うことができる事例がありました。世帯の核家族化が進む中、ヤングケアラーは私たちがこれまで考えてきた以上に、身近な存在であることを認識すべき必要があるのではないかと思います。

子どもアシストセンターでも、ヤングケアラーは、子どもの権利をおびやかす、健やかな成長を阻む可能性がある問題であることをしっかり認識して、今後も改善を見据えた支援を行っていきたいと考えます。

【2歳児死亡事例の検証報告書からの学び】

2019（令和元）年6月に札幌市中央区で2歳女児が死亡するという痛ましい事案が発生し、翌2020（令和2）年3月に『札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会』が検証報告書を公表しました。子どもアシストセンターでは、部会長（検証ワーキンググループ座長）を務めた松本伊智朗先生（北海道大学大学院教育学研究院教授）をお招きして、この事件と検証報告書に関する研修会を行いました。スタッフは各自、改めて事前に67ページに亘る検証報告書を読み直してから、この研修に臨みました。

死亡した女児の母親は、本児を妊娠する前から市の機関において関与があり、妊娠した時点でもまだ18歳で、「支援の必要な10代後半の子ども」でした。しかし、そのように母親を“支援の必要な子ども（未成年者）”として見る姿勢が、支援者側には希薄であったと報告書は指摘しています。この背景には、10代後半の子ども（未成年者）を支援する制度的枠組みが脆弱なこと、かつ児童福祉法上の対応が制度的には18歳で終了になることが関係していると考察されています。

また、もうひとつの重要な問題点として、市の関係部局の間で「協働の視点」が乏しかったことが挙げられています。他の部局が関わり始めたら自分たちは手を引くという感覚や、支援が終了する時の他部局への情報共有の不足、支援を受ける人が引っ越した際の引継ぎの仕方といったことが問題点として指摘されています。

研修を受けてみて、「女児の命を救うチャンスは何度もあったのではないか」という感

想がスタッフから多く聞かれました。子どもアシストセンターとしても、子どもが「高校を卒業したあと」や、「通学していない子が18歳になったあと」を見据えて支援の要否を適切に判断し、支援の継続が必要な子どもには、当事者の了解の上関係機関と十分に連携し、切れ目のない支援を実現するため柔軟に対応する姿勢がより強くなりました。

【児童養護施設等に対する調査】

2020（令和2）年度、児童養護施設と児童相談所の協力を得て、入所児童に対する子どもの権利の周知状況に関する調査を行い、その結果と考察及び今後に向けての方針を報告書にまとめました。タイトルは『児童養護施設等に対する子どもの権利等に関する周知及び札幌市子どもの権利救済機関の周知について』です。当冊子のP25～30に掲載していますので、内容についてはそちらを読んでもらいたと思います。

この調査はそもそも私が提起して実施することになりました。提起にあたっては、過去に子どもアシストセンターで受けた、施設で暮らす子どもに関する数例の相談と、2018年（平成30）1月頃に連載された北海道新聞の『子どもを守ろう』という児童虐待に関する特集記事がきっかけとなりました。

施設等に保護または措置されている子どもの中には、不当な扱いや権利侵害を受けて育ってきた子が少なくないと推測されます。その様な子どもたちに対して、誰もが生まれながらに持つ権利についてしっかりと教え、権利が侵害された時には誰にどのように相談したらよいかを予め伝えておくことが必要不可欠であると考え、今回の調査を提起しました。

児童養護施設と児童相談所の協力のお陰で、コロナ禍にも拘らず貴重な知見を得る事ができ、今後の子どもアシストセンターの活動、ひいては子どもの権利の推進に資することができました。改めて、調査にご協力いただいた施設の皆様に感謝をお伝えします。

3 おわりに

2015（平成27）年4月に子どもの権利救済委員に就任してからの2期6年の任期を満了し、2021（令和3）年3月をもって退任することになりました。この間、多職種のスタッフと力を合わせ、時には熱い議論を重ねながら、「子どもの最善の利益の実現」という共通の目的のために働く機会を与えられたことを、とても有難く思います。

私が救済委員の任務を遂行する上で大切にしてきたのは、「子どもの最善の利益になることは何か」を考えながら動くということです。様々なご意見があると思いますが、

私としては自分の限られた容量の中で、やれる事はほぼやらせていただいたという思いです。

退任に当たり、私が今後の子どもアシストセンターにとって課題と考えていることが2つあります。1つ目は、自己発意調査や勧告、意見表明等、子どもをめぐる課題について、時機を逃さず社会に向けて発信していくこと。そして2つ目は、社会的養護を受けている子どもや弱い立場にいる子どもの、権利の擁護・推進に更に努めることです。

それから、子どもアシストセンターの外に目を向けたときに、6年間を通して何度も痛感したことがあります。それは札幌市児童相談所の物理的・質的な体制強化が不可欠だということです。現在の状況では、子どもも大人も、児童相談所および関係機関の職員も、皆にとってあまりにも過酷だ、と様々な場面で感じました。2007年（平成19年）の厚生労働省の『児童相談所運営指針』によれば児童相談所の設置は、人口50万人に最低1か所程度が必要とされています。この指針に従えば、札幌市の人口は現在、約197万人ですので、4つの児童相談所が必要ということになります。計画が進められている第二児童相談所には期待していますが、更に第三・第四の児童相談所を設置して、容れ物も中身も充実させていく必要があると切に思います。

最後になりますが、相談を通して心の声を聴かせてくれた子どもや保護者の皆さん、連携・協力してくださった関係機関の皆さん、そして子どもアシストセンターを応援してくださった市民および全国各地の皆さんに、心よりお礼を申し上げます。

【文献】

- ・長瀬正子（2021）. 子どもの権利と新型コロナ. ちいさなとびら
- ・国連・子どもの権利委員会（2021）. 新型コロナ感染症（COVID-19）に関する声明. 平野裕二（訳）
- ・杉原保史・宮田智基（2019）. SNS カウンセリング・ハンドブック. 誠信書房
- ・厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長（2019）. 要保護児童対策地域協議会におけるヤングケアラーへの対応について（子家発 0704 第1号）
- ・札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会（2020）. 令和元年6月死亡事例に係る検証報告書
- ・札幌市子どもの権利救済委員（2021）. 児童養護施設等に対する子どもの権利等に関する周知及び札幌市子どもの権利救済機関の周知について ～アンケート調査とインタビューを通して～. 令和2年度（2020年）札幌市子どもの権利救済機関子どもアシストセンター活動状況報告書
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（2007）. 児童相談所運営指針等の改正について（雇児発第0123002号）